

○岡山理科大学今治キャンパスにおける動物実験管理部会に関する細則

(設置)

第1条 岡山理科大学今治キャンパス（以下、「今治キャンパス」という。）に岡山理科大学全学動物実験管理委員会規程（以下、「全学委員会規程」という。）第9条第2項に基づき、今治キャンパスにおける動物実験管理部会（以下、「本部会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本部会は、動物実験管理等を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(組織)

第3条 本部会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 管理獣医師
- (2) 実験動物センター長
- (3) 実験動物管理者
- (4) 獣医学部の教員の中から動物実験の経験を有する自然科学者2名
- (5) 獣医学部の教員の中から実験動物等に関して優れた識見を有する者2名
- (6) 動物実験等を実施しない非自然科学者で、学識経験を有する者1名以上
- (7) 一般市民1名以上
- (8) その他、必要に応じて今治キャンパス運営責任者が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第5条 本部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総括し、副部会長は部会長を補佐する。
- 5 部会長に支障があるときは、部会長の指名した副部会長がこれを代行する。
- 6 本部会にその他の役職を置くことができ、役職は部会長が指名する。

(会議の招集及び成立・決定)

第6条 部会長は、部会を招集し、議長となる。

- 2 本部会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 本部会は、部会長が必要と認めるときは、書面（または電子メール）会議をもって代えることができる。

（審議事項）

第7条 本部会は、全学委員会規程第7条に基づき、今治キャンパスにおける動物実験等に関し、次の事項について審議又は調査する。

- (1) 申請された動物実験計画の規程への適合性に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験等の実施に係る教育訓練の実施に関すること。
- (5) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のために必要な事項

2 本部会の議事は、出席者の過半数の同意をもって本部会の案とする。

3 本条第1項第1号の審査が本部会の委員に係る場合、当該委員は、その審査及び判定に加わらないこととする。

4 本部会は、動物実験計画が適切に実施されていないと認めた場合は、実験の中止その他必要な措置について今治キャンパス運営責任者に具申することができる。

5 岡山理科大学における動物実験等に関する取扱規程第8条第1項に基づき、今治キャンパスにおける動物実験計画書の書式は本部会が定める（別記様式第1号）。また、書式の改善の必要性が認められた場合、本部会で審議し適宜改訂を行う。本部会の事務局は書式のバージョン管理を行い、最新版を申請者に提供する。なお、書式の変更のみによる本細則の改訂は行わない。

（意見の聴取）

第8条 本部会が認めたときは委員以外の者を出席させ、意見聴取することができる。ただし、その者を審議に加えることはできない。

（報告）

第9条 審議の結果等は、本部会の部会長が全学委員会委員長並びに今治キャンパス運営責任者に報告する。

（細則等）

第10条 本部会に関する細則に定めるものの他、本部会に関して必要な事項は、本部会が別に定める。

（事務）

第11条 本部会の事務は、学部運営事務部において行う。

(改廃)

第12条 本細則の改廃は、本部会及び全学委員会の審議を経て学長が決定する。

附 則

この細則は平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月28日 第7回大学協議会)

この改正細則は、令和2年10月28日から施行する。